

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
がときには、そ
日に休日は、そ
の翌日)

る。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 還 次

目 次

◇ 告 示 字の区域の変更 (三件) (地方課)

字の区域の変更等 (〃)

土地改良法による換地処分 (四件) (農村整備課)

告 示

鳥取県告示第二百十号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定

に基づき、鳥取市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による津ノ井(紙子谷)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ず

| 区域を変更する 字の名称 | 同上の区域(平成四年九月二十四日現在の地番による。) |
|-----------------|---|
| 広岡字岡ノ段 | 広岡字岡ノ段のうち一四二の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域 |
| 紙子谷字笛尾 | 紙子谷字笛尾の全域 紙子谷字中山一三七の一一部、一三七の一八の一部、一三七の二三の一部 広岡字岡ノ段一四二の一部及びこれと一体をなす国有地 |
| 紙子谷字中山 | 紙子谷字中山のうち一三七の一一部、一三七の一八の一部、一三七の二三の一部以外の区域 |

鳥取県告示第二百十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百六十条第一項の規定

に基づき、鹿野町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)

第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による柄杓(紙子谷)地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ず

目地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

| 字の名称を変更する | 同上の区域(平成四年十月二十三日現在の地番による。) |
|-----------|---|
| 大字鹿野字寄田 | 大字鹿野字寄田三のうち三四六の一部、三五二の一部、三五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三四五と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字鹿野字的場 | 大字鹿野字的場のうち三五八の一部、三五九、三六〇の一部、三六一の一部、三七三の一部、三七四から三八一まで、三八一の一部、三八二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大字鹿野字小池 | 大字鹿野字柄杓目一、五四三の一の一部、五四三の二の一部、五六二の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字鉄炮屋五六三、五六四の一部、五六八の一部、五六九の一、五六九の六、五六九の七の一部、五七〇の七の一と一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一九と一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一、四一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一九と一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字下河原三のうち四五六の三、四五五の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字柄杓目三のうち五〇一、五〇三、五一〇から五一二まで、五一三の一から五一三の五まで、五一四及びこられらと一体をなす国有地並びに五〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字柄杓目三、五〇二の一部、五一四の一部及びこられらと一体をなす国有地 |
| 大字鹿野字柄杓目三 | 大字鹿野字柄杓目三のうち五二三の一、五二四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |

| | | | |
|---------|-----------|----------|--|
| 大字鹿野字柄杓 | 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四一九と一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字柄杓 | 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字柄杓 | 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字柄杓 | 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字柄杓 | 大字鹿野字下河原三 | 大字鹿野字谷田一 | 大字鹿野字谷田一のうち四一八の一部及びこれと一体をなす国有地の一部 |

| | | |
|---------|----------|---|
| | | 大字鹿野字柄杓 |
| | | 大字鹿野字的場三七三の一部、三七四から三八一まで、三八の一、三八二及びこれらと一体をなす国有地 |
| | | 大字鹿野字小池谷三八三の一部、三八四の二の一部、三八五の一部、三八六の一部、三八七の一の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| | | 大字鹿野字柄杓目三 五一三の一部、五一四の一部 |
| | | 大字鹿野字柄杓目一のうち五四三の一部、五四三の二の一部、五六二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 帽子鹿野字赤鳥 | 大字鹿野字寄田 | 大字鹿野字鉄炮屋のうち五六三から五六八まで、五六九の一部、五六九の六、五六九の七の一部、五七〇の四、五七〇の五の一部、五七〇の七及びこれらと一体をなす国有地並びに五七〇の一と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 大字鹿野字青木 | 大字鹿野字寄田三 | 大字鹿野字寄田三 三四六の一部、三五二の一部、三五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに三四五、三四七と一体をなす国有地の一部 |
| 大字鹿野字青木 | 大字鹿野字鉄炮屋 | 大字鹿野字鉄炮屋三五八の一部、三五九、三六〇の一部、三六一の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 大字鹿野字青木 | 大字鹿野字寄田四 | 大字鹿野字鉄炮屋五六六四の一部、五六五から五六七まで、五六八の一部、五七〇の四、五七〇の五の一部、五七〇の七の一部及びこれらと一体をなす国有地 |

鳥取県告示第二百十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、青谷町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による蔵内地区の換地処分の公告のあつた日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
字の名称

田 大字蔵内字向田
大字蔵内字水船四二三の四の一部、四二四の一部、四一部、一一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字鹿野字青木三の全域

大字鹿野字青木二 一一六六の一、一一六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六四の一、一一六四の二と一体をなす国有地の一部

大字鹿野字青木二のうち一一六六の一、一一六六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一六四の一、一一六四の二と一体をなす国有地の一部以外の区域

| | |
|---|----------------------------|
| 大字蔵内字向田 | 同上の区域（平成四年十一月二十日現在の地番による。） |
| 大字蔵内字水船四二三の四の一部、四二四の一部、四一部、一一〇六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 大字鹿野字青木三の全域 | |

二四の三の一部

大字蔵内字水船

大字蔵内字向前田二四八、二四九と一体をなす国有地の一部、四二四の一の一部、四二四の三の一部、四二七の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二七の一部、四二八の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字蔵内字砂田四六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六一の一部と一体をなす国有地の一部

大字蔵内字砂田

大字蔵内字水船四一三の三の一部、四二七の一の一部、四二八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四二七の一部、四二八の一部と一体をなす国有地の一部、大字蔵内字砂田のうち四六一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに四六一の一部と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字蔵内字細越四八七の一の一部、四九〇、四九〇の一及びこれらと一体をなす国有地、大字蔵内字古畑五〇一の一及びこれと一体をなす国有地並びに四九九の五と一体をなす国有地の一部

大字蔵内字細越

大字蔵内字古畑

大字蔵内字細越のうち四八七の一の一部、四九〇、四九〇の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

桜字松尾

大字蔵内字古畑のうち五〇一の一及びこれと一体をなす国有地並びに四九九の五と一体をなす国有地の一部以外の区域

鳥取県告示第二百十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第四項の規定による高城地区の換地処分の公告のあった日の翌日からその効力を生ずる。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

区域を変更する
町及び字の名称 同上の区域（平成四年七月一日現在の地番による。）

桜字壱ノ瀬

桜字壱ノ瀬のうち八六の二、八七、八八の二と一体をなす国有地の一部

桜字壱ノ瀬

桜字壱ノ瀬八六の一、八七、八八の二と一体をなす国有地の一部

桜字壱ノ瀬

桜字壱ノ瀬のうち九八二の一の一部、九八二の三の一部、九八三の一の一部、九八四の一の一部、九八四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

桜字松尾九八九の一、九八九の二、九九〇から九九二までと一体をなす国有地の一部

桜字松尾

桜字蔵内字細越のうち九八二の一の一部、九八二の三の一部、九八三の一の一部、九八四の一の一部、九八四の二及びこれらと一体をなす国有地

| | | | |
|--------------|--|--|--|
| | | | |
| 河来見字影松尾 | 桜字上松尾九九七、九九八の一、九九八の二、九九九から一〇〇四まで及びこれらと一体をなす国有地 | 二までと一体をなす国有地の一部以外の区域 | 河来見字蘆松尾平のうち一一四の二、一一五の二、一一六の二、一一七の二以外の区域 |
| 河来見字戸尻 | 河来見字戸尻四四の三、四四の四、四五の三、四五の四、四七の一、四七の二、四八から五一まで、五二の一から五二の四まで、五三の一、五四の一、五七、五八の三、五八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 | 河来見字戸尻四四の三、四四の四、四五の三、四五の四、四七の一、四七の二、四八から五一まで、五二の一から五二の四まで、五三の一、五四の一、五七、五八の三、五八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部 | 河来見字桂ヶ瀬のうち一一〇、一二三の一、一二三の二、一二四、一二五の一、一二六の二、一二七の三、一三〇の一、一三〇の二、一三二と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 河来見字鳥越 | 河来見字鳥越のうち二四の二の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五と一体をなす国有地の一部以外の区域 | 河来見字鳥越のうち二四の二の一部、二九の一の一部、二九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三五と一体をなす国有地の一部 | 河来見字桂ヶ瀬のうち一一〇、一二三の一、一二三の二、一二四、一二五の一、一二六の二、一二七の三、一三〇の一、一三〇の二、一三二と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 河来見字戸尻 | 河来見字戸尻のうち四四の三、四四の四、四五の三、四五の四、四七の一、四七の二、四八から五一まで、五二の一から五二の四まで、五三の一、五四の一、五七、五八の三、五八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 | 河来見字戸尻のうち四四の三、四四の四、四五の三、四五の四、四七の一、四七の二、四八から五一まで、五二の一から五二の四まで、五三の一、五四の一、五七、五八の三、五八の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 | 河来見字桂ヶ瀬のうち一一〇、一二三の一、一二三の二、一二四、一二五の一、一二六の二、一二七の三、一三〇の一、一三〇の二、一三二と一体をなす国有地の一部以外の区域 |
| 河来見字新田 | 河来見字新田の全域 | 河来見字新田の全域 | 河来見字新田の全域 |
| 河来見字式本木 | 河来見字式本木の全城 | 河来見字式本木の全城 | 河来見字式本木の全城 |
| 河来見字蘆下 | 河来見字蘆下のうち一六九の一から一六九の三まで、一七〇の一から一七〇の三まで、一七一の一から一七一の四まで、一七二から一七五まで、一七六の一、一七六の二、一七七、一七八の一、一七八の二、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地 | 河来見字蘆下のうち一六九の一から一六九の三まで、一七〇の一から一七〇の三まで、一七一の一から一七一の四まで、一七二から一七五まで、一七六の一、一七六の二、一七七、一七八の一、一七八の二、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地 | 河来見字蘆下のうち一六九の一から一六九の三まで、一七〇の一から一七〇の三まで、一七一の一から一七一の四まで、一七二から一七五まで、一七六の一、一七六の二、一七七、一七八の一、一七八の二、一八〇の一、一八一の一及びこれらと一体をなす国有地 |
| 河来見字限之内二一七の七 | 河来見字限之内二一七の七 | 河来見字限之内二一七の七 | 河来見字限之内二一七の七 |

河来見字上武本

河来見字上武本のうち一八四の一、一八五、一八六、一八八の一、一八九の一、一八九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河来見字限之内

河来見字限之内のうち二二七の七以外の区域

河来見字落石

河来見字落石のうち二二二の一部、二二四の一の一部、二五の一、二三六、二三七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河来見字中畔

河来見字中畔のうち二二八、二二九と一体をなす国有地の一部

河来見字中畔

河来見字中畔のうち二二八、二二九、二三三から二三五まで、二四六と一体をなす国有地以外の区域

河来見字現墓

河来見字落石二二二の一部、二二四の一の一部、二二五の一、二三六、二三七及びこれらと一体をなす国有地をなす国有地の一部

河来見字中畔二二九

河来見字中畔二二九、二三三から二三五まで、二四六と一

河来見字二夕子

河来見字二夕子のうち三一九、三二〇の一、三二一と一体をなす国有地の一部

河来見字甘枚

河来見字甘枚のうち三二五、三二六の一から三二六の三まで、三二七、三二八の一から三二八の三まで、三二九、三三〇の二、三三〇の四、三三〇の一、三三二の二、三三八の三、三三九、三四〇の一、三四一の一、三四二、三四三の一、三四三の二、三四四、三四五の一部、三四八の四まで、三四八の一、三四九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六の二と一体をなす国有地の一部

河来見字甘枚のうち三二五、三二六の一から三二六の三まで、三二七、三二八の一から三二八の三まで、三二九、三三〇の一、三三〇の二、三三〇の四、三三〇の一、三三二の二、三三八の三、三三九、三四〇の一、三四一の一、三四二、三四三の一、三四三の二、三四四、三四五の一部、三四八の四まで、三四八の一、三四九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六の二と一体をなす国有地の一部

河来見字稗畑

河来見字二夕子三二〇の一と一体をなす国有地の一部、河来見字稗畑のうち三五一の一部、三五二の二の一部、三七四の一部、三七六の一部、三七七の二の一部、三七九の一部、三八〇の一部、三八一、三八二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河来見字北平四三〇の二

河来見字志村坂

河来見字甘枚三四六の一、三四七の一、三四七の三

河来見字志村坂のうち三八三の一、三八三の三、三八四、三八五、三八六の一、三八六の二、三八六の五、三八六の六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

河来見字中ノ畑

河来見字中ノ畑八二三の五、八二三の六、八二八の三、八二九の二

河来見字大畑

河来見字甘枚三二九、三二〇の一、三二一と一体をなす

国有地の一部

河来見字甘枚三二五、三二六の一から三二六の三まで、三二七、三二八の一から三二八の三まで、三二九、三三〇の二、三三〇の三、三三〇の四、三三〇の一、三三二の二、

三四三の一、三四三の二、三四四、三四五の一部、三四八の二、三四九、三五〇及びこれらと一体をなす国有地並びに三四六の二と一体をなす国有地の一部

河来見字稗畑三五一の一部、三五二の二の一部、三七四の一部、三七六の一部、三七七の二の一部、三七九の二の一部、三七八の一、三七八の二、三七九の一部、三八〇の一部、三八一、三八二の一部及びこれらと一体をなす国有

河来見字志村坂三八三の一、三八三の三、三八四、三八五、三八六の一、三八六の二、三八六の五、三八六の六及びこの区域

| | | |
|------------------|---|--|
| | | れらと一体をなす国有地 河来見字大畠の全域 |
| 河来見字北平四三一の七 | 河来見字北平五四一の三、五四五の一、五四五の三、五四六の一、五四七の三及びこれらと一体をなす国有地 河来見字須賀谷八二〇の三、八二〇の四、八二一の三、八二二の三、八二二の四 | 河来見字北平のうち四三〇の二、四三一の七以外の区域 |
| 河来見字北平 | 河来見字北平五四一の三、五四五の一、五四五の三、五四六の一、五四七の三及びこれらと一体をなす国有地 河来見字須賀谷八二〇の三、八二〇の四、八二一の三、八二二の三、八二二の四 | 河来見字北平のうち四三〇の二、四三一の七以外の区域 |
| 河来見字家平 | 河来見字家平のうち五四一の三、五四五の一、五四五の三、五四六の一、五四七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 河来見字家平のうち五四一の三、五四五の一、五四五の三、五四六の一、五四七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 河来見字上條 | 河来見字上條のうち五八二の二、五八二の三、五八三、五八四及びこれらと一体をなす国有地並びに五八七、五九二、五九三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 | 河来見字上條五八二の二、五八二の三、五八三、五八四及びこれらと一体をなす国有地並びに五八七、五九二、五九三の二と一体をなす国有地の一部 |
| 河来見字神町 | 河来見字神町の全域 | 河来見字神町の全域 |
| 河来見字万條 | 河来見字万條のうち六六七の一の一部、六六七の二の一部、六六八の二の一部、六八四の一部、六八七の一部及び六六九の一、六六九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域 河来見字長田六八八の一部、六九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 河来見字ヒイガ谷八一〇の四の一部 | 河来見字万條のうち六六七の一の一部、六六七的二の一部、六六八の二の一部、六八四の一部、六八七の一部及び六六九の一、六六九的二と一体をなす国有地の一部以外の区域 河来見字長田六八八の一部、六九一の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 河来見字ヒイガ谷八一〇の四の一部 | 河来見字ヒイガ谷八一〇の四の一部 | 河来見字ヒイガ谷八一〇の四の一部 |
| 河来見字方條平九九四の三の一部 | 河来見字方條平九九四の三の一部 | 河来見字方條平九九四の三の一部 |
| 河来見字上奥田 | 河来見字上奥田七一六の二の一部、七一九、七二〇の一部、七二九、七二〇の二、七二一の一部、七二一の二、七二二の二から七二二の三まで、七二三の二、七二三の二、七二四、七二五の二、七二六の二、七二九、七三〇、七三一の二、七三二の二、七三三の二、七三四の二、七三五の二、七三六の二、七三七の二、七三八の二、七三九、七三〇、七三一の二、七三二の二、七三三の二、七三四の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 河来見字上奥田七一六の二の一部、七一九、七二〇の一部、七二九、七二〇の二、七二一の一部、七二一の二、七二二の二から七二二の三まで、七二三の二の一部、七三二の二、七三三の二、七三四の二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 河来見字荒田 | 河来見字荒田七一六の二の一部、七一九、七二〇の一部、七二九、七二〇の二、七二一の一部、七二一の二、七二二の二から七二二の三まで、七二三の二の一部、七三二の二、七三三の二、七三四の二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 | 河来見字荒田七一六の二の一部、七一九、七二〇の一部、七二九、七二〇の二、七二一の一部、七二一の二、七二二の二から七二二の三まで、七二三の二の一部、七三二の二、七三三の二、七三四の二まで及びこれらと一体をなす国有地の一部 |

| | | | |
|-----------|---|---|---|
| 河来見字荒田の全域 | 河来見字荒田平一〇〇七の二 河来見字アザミ谷一〇一〇の五 | 河来見字ヲフシケ谷八〇六の八の一部 河来見字ヲフシケ谷八〇七の二 河来見字アザミ谷一〇一〇の五 | 河来見字ヲフシケ谷八〇六の五から八〇六の八まで 河来見字ヲフシケ谷のうち八〇六の五から八〇六の八まで |
| 河来見字山神谷 | 河来見字山神谷のうち八〇七の七から八〇七の一〇まで以外の区域 | 河来見字山神谷のうち八〇七の七から八〇七の一〇まで以外の区域 | 河来見字山神谷のうち八〇七の七から八〇七の一〇まで以外の区域 |
| 河来見字牛輪ヶ谷 | 河来見字牛輪ヶ谷のうち八〇九の二、八〇九の三以外の区域 | 河来見字牛輪ヶ谷のうち八〇九の二、八〇九の三以外の区域 | 河来見字牛輪ヶ谷のうち八〇九の二、八〇九の三以外の区域 |
| 河来見字ヒイガ谷 | 河来見字ヒイガ谷のうち八〇一〇の四以外の区域 | 河来見字ヒイガ谷のうち八〇一〇の四以外の区域 | 河来見字ヒイガ谷のうち八〇一〇の四以外の区域 |
| 河来見字須賀谷 | 河来見字須賀谷のうち八二〇の三、八二〇の四、八二二の三、八二三の三、八二二の四以外の区域 | 河来見字須賀谷のうち八二〇の三、八二〇の四、八二二の三、八二三の三、八二二の四以外の区域 | 河来見字須賀谷のうち八二〇の三、八二〇の四、八二二の三、八二三の三、八二二の四以外の区域 |
| 河来見字中ノ畑谷 | 河来見字中ノ畑谷のうち八二三の五、八二三の六、八二八の三、八二九の二以外の区域 | 河来見字中ノ畑谷のうち八二三の五、八二三の六、八二八の三、八二九の二以外の区域 | 河来見字中ノ畑谷のうち八二三の五、八二三の六、八二八の三、八二九の二以外の区域 |
| 河来見字万條平 | 河来見字万條平のうち九八七の二、九八八、九八九、九九〇の二、九九一、九九二の二から九九二の三まで、九九三の一、九九三の二、九九四の二、九九四の三以外の区域 | 河来見字万條平のうち九八七の二、九八八、九八九、九九〇の二、九九一、九九二の二から九九二の三まで、九九三の一、九九三の二、九九四の二、九九四の三以外の区域 | 河来見字万條平のうち九八七の二、九八八、九八九、九九〇の二、九九一、九九二の二から九九二の三まで、九九三の一、九九三の二、九九四の二、九九四の三以外の区域 |
| 河来見字奥田平 | 河来見字奥田平のうち一〇〇一の二、一〇〇七の二以外の区域 | 河来見字奥田平のうち一〇〇一の二、一〇〇七の二以外の区域 | 河来見字奥田平のうち一〇〇一の二、一〇〇七の二以外の区域 |

| | | |
|---|--------|---|
| 河来見字アザミ谷のうち一〇一〇の五以外の区域 | 大立字代田 | 河来見字アザミ谷のうち一〇一〇の五以外の区域 |
| 大立字代田のうち八二八から八三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一四の一、八一五から八一七までと一体をなす国有地の一部 | 大立字代田 | 大立字代田のうち八二八から八三〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八一四の一、八一五から八一七までと一体をなす国有地の一部 |
| 大立字三窪田八六三、八六四、八六五の一、八六六、八六七の一、八六八、八六九の一、八七〇の一、八七一、八七二、八七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 大立字平ル林 | 大立字三窪田八六三、八六四、八六五の一、八六六、八六七の一、八六八、八六九の一、八七〇の一、八七一、八七二、八七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大立字三窪田のうち八六三、八六四、八六五の一、八六六、八六七の一、八六八、八六九の一、八七〇の一、八七一、八七二、八七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 大立字三窪田 | 大立字三窪田のうち八六三、八六四、八六五の一、八六六、八六七の一、八六八、八六九の一、八七〇の一、八七一、八七二、八七三の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 大立字峯ヶ谷のうち八九七の九、八九七の一、八九七の二〇、八九七の二三、八九七の二五から八九七の二七まで | 大立字峯ヶ谷 | 大立字峯ヶ谷のうち八九七の九、八九七の一、八九七の二〇、八九七の二三、八九七の二五から八九七の二七まで |

大立字ソリ田

及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大立字平ル林八五一の五、八五二の一の一部、八五五の一、
部、八五六の一部、八五七の一、八五七の二、八五八の一、
八五八の二、八五九、八六〇の一部及びこれらと一体をな
す国有地

大立字三窪田八六七の一の一部、八六八の一部、八六九の
一の一部、八七〇の一、八七一、八七二、八七三の一及び
これらと一体をなす国有地

大立字峯ヶ谷八九七の二〇、八九七の二三の一部

大立字ソリ田のうち八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九

〇一の一部、九〇二の一部、九〇三から九〇六まで、九〇
七の一の一部、九〇八の一の一部、九〇八の二の一部及び
これらと一体をなす国有地以外の区域

大立字垣ノ内九一六から九二三まで、九二三の一部、九二
四の一部及びこれらと一体をなす国有地

大立字鳥屋

大立字平ル林八五二の一の一部、八五二の三
大立字峯ヶ谷八九七の九、八九七の一、八九七の二三の
一部、八九七の二五から八九七の二七まで及びこれらと一
体をなす国有地

大立字ソリ田八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一の
一部、九〇二の一部、九〇三から九〇六まで、九〇七の一
の一部、九〇八の一の一部、九〇八の二の一部及びこれら
と一体をなす国有地

大立字垣ノ内九二三の一部、九二四の一部及びこれらと一
体をなす国有地

大立字鳥越

大立字平ル林八五二の一の一部、八五二の三
大立字峯ヶ谷八九七の九、八九七の一、八九七の二三の
一部、八九七の二五から八九七の二七まで及びこれらと一
体をなす国有地

大立字ソリ田八九九、九〇〇の一、九〇〇の二、九〇一の
一部、九〇二の一部、九〇三から九〇六まで、九〇七の一
の一部、九〇八の一の一部、九〇八の二の一部及びこれら
と一体をなす国有地

大立字垣ノ内九二三の一部、九二四の一部及びこれらと一
体をなす国有地

大立字井手ケ谷

大立字井手ケ谷のうち九四四の二から九四四の四まで及び
これらと一体をなす国有地並びに九四四の一と一体をなす
国有地以外の区域

大立字鳥越

大立字鳥屋九三四の一の一部、九三五の一の一部、九三六、
九三七の一から九三七の三まで、九三八、九三九の一、九
三九の二、九四〇、九四一の一、九四一の二、九四二、九
四三の一の一部、九四三の二の一部及びこれらと一体をな
す国有地の一部

大立字井手ケ谷九四四の二、九四四の三及び九四四の一と
一体をなす国有地の一部

大立字鳥越のうち九五一の六、九五一の七の一部、九五一
の八、九五四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区
域

大立字井手ケ谷九四四の二、九四四の三及び九四四の一と
一体をなす国有地の一部

大立字井手ケ谷九四四の二、九四四の三及び九四四の一と
一体をなす国有地の一部

大立字馬崩ケ谷一〇四三の六

大立字穴ヶ谷口の全域

大立字大鳥越九七八の一部、九七八次一、九七九次一の一
部、九八八の一部、九八九の一の一部、九八九の三の一部
及びこれらと一体をなす国有地

大立字馬崩ケ谷一〇四三の六

大立字大鳥越のうち九七八、九七八次一、九七九、九七九
次一、九八〇から九八五まで、九八六の一から九八六の四
まで、九八七、九八八、九八九の一から九八九の三まで、
九九〇の一から九九〇の三まで、九九一の一、九九一の二、
九九二の一から九九二の三まで、九九三、九九六から九九
八まで、九九九の一から九九九の三まで、一〇〇〇の一から
一〇〇〇の三まで、一〇〇一の一、一〇〇一の二、一〇〇一的
びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大立字井手ケ谷九四四の四及びこれらと一体をなす国有地
並びに九四四の一と一体をなす国有地の一部

大立字壱ノ滝

大立字鳥越九五一の六、九五一の七の一部、九五一の八、九五四の二及びこれらと一体をなす国有地
大立字大鳥越九七八の一部、九七九の一部、九七九次一の一部、九八〇から九八二まで、九八三の一部、九八六の一、九八六の三の一部、九八六の四の一部、九八七の一部、九八八の一部、九八九の一の一部、九八九の二、九八九の三の一部、九九〇の一から九九〇の三まで、九九一の一部、九九二の一部、九九二の二の一部、九九二の三、九九三、九九六、九九七、九九八の一部、九九九の一、九九九の二の一部、一〇〇〇の一の一部、一〇〇〇の二、一〇〇〇の三の一部、九〇〇三の一部、一〇〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地

大立字壱ノ滝のうち一〇〇四から一〇〇八まで、一〇〇九の一、一〇〇九の二、一〇　〇の一部から一〇　〇の三まで、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部から一〇　〇の三まで、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部から一〇　〇の三まで、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部から一〇　〇の三まで、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
大立字寺駄ヶ平一〇四〇の二三

大立字壱ノ滝のうち一〇一二五の二、一〇一二六の二、一〇一二七から一〇二七の四まで、一〇一二八、一〇一二九の一部から一〇二九の四まで、一〇三〇から一〇三四まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大立字式ノ滝

大立字桃ノ木谷
大立字麻ノ谷
大立字寺駄ヶ平
大立字馬崩ヶ谷

大立字桃ノ木谷のうち一〇三五の四以外の区域
大立字麻ノ谷のうち一〇三六の六
大立字寺駄ヶ平のうち一〇四〇の二三以外の区域
大立字馬崩ヶ谷のうち一〇四三の六以外の区域

上大立字式ノ滝

大立字大鳥越九七八の一部、九八三の一部、九八四、九八五、九八六の二、九八六の三の一部、九八六の四の一部、九八七の一部、九九一の一部、九九一の二、九九二の一部、九九二の二の一部、九九八の一部、九九九の二の一部、九九九の三の一部、一〇〇〇の一部、一〇〇〇の三、一〇〇一の一部、一〇〇一の二、一〇〇二の一部、一〇〇二の二、一〇〇三の一部、一〇〇三の二及びこれらと一体をなす国有地

大立字壱ノ滝一〇〇四から一〇〇八まで、一〇〇九の一、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部から一〇　〇の三まで、一〇　〇九の二、一〇　〇の一部及びこれらと一体をなす国有地
大立字式ノ滝一〇一二五の二、一〇一二六の二、一〇一二七の二、一〇一二七の四まで、一〇一二八、一〇一二九の一部から一〇一二九の四まで、一〇三〇から一〇三四まで及びこれらと一体をなす国有地
大立字桃ノ木谷一〇三五の四
大立字麻ノ谷一〇三六の六
上大立字式ノ滝の全域
上大立字桃ノ木谷五の三
上大立字マムシ谷六、七の二及びこれらと一体をなす国有地
上大立字ケヤキ谷八の三の一部
上大立字下カンジキ一の一部、二の一部、三の一部、一部、三の二、四の一部、四の二、四の四、一四の五、二八の三の一部、二九の二、二九の三から一九の五まで、三〇の二から三〇の四までの一部、三二の一部、三三の一部、三三次一、三四及びこれらと一体をなす国有地
上大立字ハシシュウ谷ノ内下ノエゴ三五の四、三五の五、

三五の一〇、三五の一

上大立字桃ノ木谷のうち五の三以外の区域

上大立字桃ノ木

上大立字マムシ谷

上大立字マムシ谷のうち六、七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上大立字ケヤキ谷

上大立字ケヤキ谷のうち八の三、八の四以外の区域

上大立字ハシンエゴ谷ノ内下ノエゴ

上大立字ハシンエゴのうち三五の四、三五の五、三五の一〇から三五の一、二まで以外の区域

上大立字ハシンエゴ谷ノ内上ノエゴ

上大立字ハシンエゴ谷ノ内上ノエゴのうち三六の七、三六の八以外の区域

上大立字カンジキ

上大立字ケヤキ谷八の三の一部、八の四

上大立字下カンジキのうち一の一部、一二の一部、一三の二の一部、一三の二、一四の二の一部、一四の二、一四の四、一四の五、二八の三の一部、二九の一、二九の三から二九の五まで、三〇の二から三〇の四までの一部、三二の一部、三三の一部、三三次一、三四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

上大立字ハシンエゴ谷ノ内下ノエゴ三五の一、二

上大立字ハシンエゴ谷ノ内上ノエゴ三六の七、三六の八

上大立字カンジキの区域
上大立字ハシンエゴ谷五三の五から五三の七まで
上大立字ヒイガ谷五四の二の一部、五四の二、三
上大立字平岩のうち五七の二から五七の四までの一部、六二の一部、六三の二、六三の二、六四の二、六四の二、六五の二、六六の二の一部、六六の二、六六の三、六七から六九まで、七〇の一、七〇の二、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部上大立字伊勢田の全域
上大立字葛根谷平九五の二、九七の五、九七の六の一部、九七の七、九七の八の一部
上大立字桐ケ平のうち一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上大立字隠レ畑一二三の七、一二三の八
上大立字古屋敷一五三の一の一部、一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地六七から六九まで、七〇の一、七〇の二、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上大立字榎谷七六の三、七六の四

上大立字ハシンエゴ谷

上大立字ハシンエゴ谷のうち五四の八から五四の一、三まで以外の区域

上大立字ヒイガ谷

上大立字ヒイガ谷のうち五四の八から五四の一、三まで以外の区域

上大立字葛根谷平

上大立字葛根谷平のうち九五の二、九七の五から九七の八まで、九八の二以外の区域

上大立字桐ケ平

上大立字ヒイガ谷五四の八から五四の一、一まで、五四の一、二の一部

上大立字平岩五七の二から五七の四までの一部、六二の一部、六三の二、六三の二、六四の二、六四の二、六五の二、六五の二、六六の二の一部、六六の二、六六の三、六七から六九まで、七〇の一、七〇の二、七一の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部

上大立字伊勢田の全域
上大立字葛根谷平九五の二、九七の五、九七の六の一部、九七の七、九七的八の一部
上大立字桐ケ平のうち一一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
上大立字隠レ畑一二三の七、一二三的八
上大立字古屋敷一五三の一の一部、一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

| | | | |
|---------|--|-----------------|---|
| 上大立字隠レ畠 | 上大立字隠レ畠のうち一二三の七、一二三の八以外の区域 | 以外の区域 | |
| 上大立字向田 | 上大立字向田のうち一二九の二、一三〇の一、一三一の二、一三二、一三三、一三三次、一三四から一四二まで、一四三の一、一四四の一、一四五の一、一四六から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇の一と一体をなす国有地以外の区域 | 上大立字坂ノ谷 | 上大立字坂ノ谷のうち一〇八の七から一〇八の九まで以外の区域 |
| 上大立字古屋敷 | 上大立字葛根谷平九七の六の一部、九七の八の一部 | 上大立字北ヶ谷 奥 | 上大立字北ヶ谷奥のうち二三九の二、二四〇の二、二四二の二、二四三、二四四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 上大立字向田 | 上大立字向田一二二の一部及びこれと一体をなす国有地一部、一三四の一部、一三五の一部、一三六から一四〇まで、一四一の一部、一四二の一部、一四三の二の一部、一四四の二の一部、一四五の二、一四六から一五一まで及びこれらと一体をなす国有地 | 上大立字北ヶ谷 | 上大立字北ヶ谷のうち一〇八の七から一〇八の九まで |
| 上大立字古屋敷 | 上大立字古屋敷のうち一五三の一の一部、一五四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 | 上大立字北ヶ谷 奥 | 上大立字北ヶ谷奥二三九の二、二四〇の二、二四一の二、二四三、二四四及びこれらと一体をなす国有地 |
| 上大立字宮ノ上 | 上大立字宮ノ上一九六、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 | 上大立字北ヶ谷 蓬平四三五の三 | 上大立字北ヶ谷の全域 |
| 上大立字前田 | 大立字宮ノ上のうち一九六、一九七及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域 | 上大立字北ヶ谷 | 上大立字北ヶ谷蓬平四三五の三以外の区域 |
| 上大立字前田 | 上大立字前田一二九の二、一三〇の一、一三一の二、一三二の一部、一三三の一部、一三三次の一部、一三四の一部、一三五の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四三の二の一部、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇の二と一体をなす国有地 | 上大立字千甫田 | 上大立字千甫田のうち三七三の一、三七三の二、三七四の二、三七五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 |
| 上大立字宮ノ上 | 上大立字前田二八五の三と一体をなす国有地の一部 | 上大立字足谷 | 上大立字足谷のうち四〇三の二八及びこれと一体をなす国有地以外の区域 |
| 上大立字前田 | 上大立字前田一二九の二、一三〇の一、一三一の二、一三二の一部、一三三の一部、一三三次の一部、一三四の一部、一三五の一部、一四一の一部、一四二の一部、一四三の二の一部、一四五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに一三〇の二と一体をなす国有地 | 上大立字足谷 | 上大立字足谷のうち四〇三の二八及びこれと一体をなす国有地 |
| 上大立字宮ノ上 | 上大立字前田二八五の三と一体をなす国有地の一部 | 上大立字足谷 | 上大立字足谷のうち四〇三の二八及びこれと一体をなす国有地 |
| 上大立字前田 | 上大立字前田のうち二八五の三と一体をなす国有地の一部 | 上大立字足谷 | 上大立字足谷のうち四〇三の二八及びこれと一体をなす国有地 |

| | | | | |
|---------------------|---|---|---|---|
| | | | | |
| 上大立字奥田 ケ谷 | 上大立字入江ノ 平以外の区域 | 上大立字奥田 四一八の一部、四一九、四二〇の三から四一〇の三まで、四二一の三 の一部、四二一の四から四二一の七まで、四二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 上大立字入江四六六と一体をなす国有地の一部 | 上大立字入江ノ 平のうち四四五の四から四四五の一まで | 七の一、四一八の一の一部、四一八の二から四一八の四まで、四一九、四二〇の三から四一〇の三まで、四二一の二の一部、四二一の四から四二一の七まで、四二一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部 |
| 上大立字自椰子 ケ谷 | 上大立字シンダ カ谷 | 上大立字笛原四一 の二の一部、四一五の二の一部、四一五の三、四一五 の四、四一六の一、四一六の二、四一七の一、四一七の二、 四一八の一の一部、四一八の二から四一八の四まで、四一 九、四二〇の一から四二〇の三まで、四二一の三の一部、 四二一の四から四二一の七まで、四二一の二の一部及び これらと一体をなす国有地 上大立字入江ノ平四四五の四、四四五の五、四四五の八か ら四四五の一〇まで、四四五の一の一部 上大立字入江のうち四六六と一体をなす国有地の一部以外 の区域 | 上大立字コボソ ウ谷 | 上大立字コボソウ谷のうち五〇五の六以外の区域 |
| 上大立字自椰子 ケ谷 区域 | 上大立字シンダ カ谷のうち四六九の三、四六九の四 上大立字奥田のうち四七六の一の一部、四七六の二、四七 七の一の一部、四七七の二の一部、四八一の一部、四八二、 四八三の一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区 域 | 上大立字蛇 谷 | 上大立字蛇谷のうち五三三の五以外の区域 | 上大立字入江ノ平四四五の六、四四五の七、四四五の一 の二の一部、四四五の二の一部、四七六の二、四七七の一 の一部、四七七の二の一部、四八一の一部、四八二、四八 三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| | | | | |
| 上大立字大 树 | 上大立字大 树の全城 | 上大立字大 树 | 上大立字入江ノ平四四五の六、四四五の七、四四五の一 の二の一部、四四五の二の二の一部、四七六の二、四七七の一 の一部、四七七の二の一部、四八一の一部、四八二、四八 三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 | 上大立字入江ノ平四四五の六、四四五の七、四四五の一 の二の一部、四四五の二の二の一部、四七六の二、四七七の一 の一部、四七七の二の一部、四八一の一部、四八二、四八 三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地 |
| 上大立字 桃ノ木 | 上大立字 桃ノ木 | 上大立字 桃ノ木 | 上大立字 桃ノ木の全城 | 上大立字 桃ノ木の全城 |
| 上大立字 蝉谷 | 上大立字 蝉谷 | 上大立字 蝉谷 | 上大立字 蝉谷のうち五三五の八、五三五の九 | 上大立字 蝉谷のうち五三五の八、五三五の九 |
| 上大立字 一一番ヶ 杉 | 上大立字 一一番ヶ 杉 | 上大立字 一一番ヶ 杉 | 上大立字 一一番ヶ 杉五三六の四、五三六の六 | 上大立字 一一番ヶ 杉五三六の四、五三六の六 |
| 称 廢止する 字の名 | 河来見字長田、大立字垣ノ内、大立字穴ヶ谷口、上大立字 下カンジキ、上大立字平岩、上大立字伊勢田、上大立字足 谷口、上大立字入江 | | | |

鳥取県告示第二百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業に係る津ノ井（紙子谷）地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鹿野町が行う土地改良事業に係る柄杓目地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、青谷町が行う土地改良事

業に係る藏内地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第五十四条第三項の規定に基づき、久米土地改良区が行う土地改良事業に係る高城地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同条第四項の規定により告示する。

平成五年三月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次